

「伝承」の全体像理解にむけて

田 中 宣 一

はじめに

伝承という語は、伝誦や伝唱と発音が同じである上、熟語としての字面もそれなりに似ているからか、一般にはしばしば物事を口頭で伝えること、とくに歌や物語を口頭で伝える意味に用いられる。しかし日本民俗学では伝承にもっと広い意味を持たせ、これを研究上の術語として磨いてきた。その上で、伝承資料を主たる材料とし、日本文化に占める伝承文化の究明を重要な研究目的としてきたのである。

伝承の語は、後述するようにおそらくわが国における造語であろう。すでに平安時代には成立して

いたようであるが、その後必ずしも多用される語ではなかった。民俗学ではそれを大正時代以降、論文や資料報告類の中でしばしば用い、用いるなかで、それまで伝承の語が持っていなかったわけでないとはいえ、比較的稀薄であつた意味あいに重きをおくようになっていったのである。すなわち口頭で伝えられる事柄以外の、身体行動として伝えられる所作や技術、以心伝的に伝えられていく諸觀念にまで意味内容を拡大して定着させ、昭和十年ごろまでには伝承の語を民俗学の術語として確定させたのである。その過程は、わが国における民俗学の成立と軌を一にしていると言ってもよいであろう。

伝承の語を意識的積極的に用いはじめたころ、民俗学では伝承の上に民間の語を冠し、民間伝承の研究をみずからの学問の新鮮な目的としたのであつた。その場合の民間とは、ときどきの権力者側に属さない事柄、確立したさまざまな権威やインテリの言動から距離をおいて存在するもの、の意で用いられたのである。権力の側や権威の内部にも幾多の伝承が存在しはするが、同時にそれらの側には長年にわたる年代の明らかな文書記録類も残されている。権力や権威側の諸事情は、日本史学が長年取り組んできたように、充分な量とは言えないかもしれないがそれら文書記録類によつて、とにかく窺い知ることが可能である。それに対し、権力や権威に属さない側の事柄は、積極的に記録されることが非常に少なかったがために、民俗学が勃興するまでは、知るすべもまた知ろうとする問題意識さえも、ごく一部の人のあいだ以外にはほとんど芽生えることがなかつたと言つてよいのである。

しかしながら、日本列島を見わたしてみると、権力の側に立たない人や確たる権威に属さない者の方が、圧倒的多数を占めていることは明らかである。それらの人びとも、血肉の通った人間として生きてきたからには、生活する上で多くの知識や技術を駆使したり、さまざまな所作を演じたり、語りあったり、それぞれの場面において喜怒哀楽の感情を露わにしてきたことはまちがいない。そして、それら生きる上での知識技術やもろもの表現方法や心意のありようは、文字として記録されることこそ非常に少なかったとはいえ、前代までに蓄積されてきたものの影響を受けつづけ、世代を超えてさらに後代にもその多くが真似られ継承されていったのである。このような権力権威の側に属さない人びとのあいだに生じたり受容され定着した、時間的空間的に無限に存在する（もしくは存在した）事柄を疎かにしては、日本文化の総体の理解はおぼつかないものとなるであろう。

ただし、単に存在するだけでは研究上ほとんど何の役にも立たない。その価値が着目され、しかるべき方法で掘いあげられてこそ、研究者同士の、あるいは多くの人びと共有の財産として認められることになるのである。

そこで民俗学では、日常・非日常の場を問わず超世代的に伝えられていく事柄および伝えるという営為を「伝承」という語によって掘いあげ、伝えられてきた行為や観念・言語・技術などを伝承文化として研究の俎上に乗せたのであった。伝承文化は、権力や権威の側に属そうと属しまいと、すべての社会集団に存在するものではあるが、先にも述べたように、属さない人びとの文化はかつては伝承

されてきた事柄によってしか知ることが困難であったがゆえに、草創期の民俗学が伝承を民間伝承として把握し強調したのは当然であった。また、権力や権威の側に属する人びとの間でも、権力や権威をことさら表出させる必要のない多くの生活茶飯は、意識的積極的に記録することなく伝えているのであるから、伝承とは、本質的に民間という意味を纏綿させた語であるということができるであろう。

民俗学が伝承研究の意義を唱え伝承という語を術語として確立させたことを、筆者は「伝承の発見」であると考えている。伝承の発見、すなわち伝承の内蔵する文化的豊穡への注目とその豊かさの重要性への認識は、近代において民俗学というひとつの学問を誕生させたのであるが、そのみならず、国文学や宗教学、日本史学、社会学、地理学、教育学など、既成の諸学問にも大きな刺激を与えたのである。わが国における民族学（社会人類学・文化人類学）の成立発展とも、もちろん無関係であるはずはない。

伝承の発見はさらに、口承文芸学、民俗芸能学、方言学、民具学、民俗建築学、生活文化学など、現在栄えている有用な学問分野の開拓を促し、日本文化の究明に幅と厚みを加えたのであった。

さて、小稿では、大正時代までの伝承の語意史を若干たどったあと、「伝承の発見」と先学によってなされてきた伝承文化のとらえ方を検討する。その上になつて、伝承文化の全体像をどのように理解すべきかという筆者の理解を述べたい。

一、術語としての確定

1、伝承の使用

伝承という語は『大漢和辞典』（大修館）に掲出されているが、他の多くの掲出語彙とは異なり、漢籍の出典用例が示されていない。おそらく漢語にはないか、あってもごくまれにしか使用されなかった語だからであろう。現代の中国語辞典にも見当たらない。伝承という語は日本において造語されたものと考えてよいのであろう。

『日本国語大辞典』（小学館）によると、日本ではすでに平安時代中後期には用いられていた。それも口から耳へ伝えることだけでなく、ある慣習などが後世に伝えられていく意味にも用いられていたようであるから、民俗学において現在与えているような意味の成立は比較的早かったと言える。その後の文献にも使用例が、いくらかはあるようである。

しかし、精査しつくしたわけではないから確たることは言えないが、辞書類にはまず見当たらないので、決して多用される語だったとは思われない。

「明治期国語辞書大系」（大空社）に収録されている多くの辞書では、管見のかぎり、高橋五郎『（和漢雅俗）いろは辞典』（明治二十六年）に「伝承、つたへうけたまはる」とあるだけで、他の辞書には掲出されていない。大槻文彦『言海』（明治二十二年）にもない。『言海』はその後の版にも

『大言海』にも、ついに伝承の語を掲出させることはなかった。落合直文『ことばの泉』（明治三十一年）にも見当たらない。『ことばの泉』を継承する『改修・言泉』（昭和二年）にいたってようやく、「伝承、つたへうくること。人づてにきくこと」として載せたのである。

大正時代後期から昭和初期の金沢庄三郎『広辞林』、松井簡治・上田万年『大日本国語辞典』ではもう掲出されているのだから、伝承は、大正時代後期にいたって一般にも認知されるようになった語だと考えてよさそうである。

2、「伝承の発見」

それでは、民俗学関係の論文や報告類における使用はいかがであろうか。明治時代の『人類学雑誌』などには用いられていてもよいかと思われるのだが、逐一精査したというわけではないが、見当たらないのである。

大正二年三月に発刊された雑誌『郷土研究』において、高木敏雄が伝承の語を多用しているのが、近代における早い時期の使用例だといつてよいであろう。そのいくつかを抜書きしてみると、同誌第一巻一号では、「郷土研究の本領」において「若干の伝承と旧習とは」（第一巻二ページ）、「三輪式神婚説話に就て」では「南方『スラブ』族の民間伝承に、似た話がある」（同三五ページ）というふう

に用いられている。二号の「日本童話考」では「口誦伝承によるものは」（同七二ページ）、三号の

「英雄伝説桃太郎新論」における「各地方の民間の伝承するところも」（同141ページ）という具合に用いられている。

煩雑になるのでこれくらいでとめておくが、高木の使用例のすべては、昔話などが口頭で伝えられる意味で使用されていることが明らかである。なお、すでにこの段階で、「民間伝承」「民間の伝承」という表現がなされていることには注目しておいてよいであろう。

『郷土研究』第一巻においては高木敏雄の専売特許のようであった伝承の語も、第二巻以降になると、松村武雄「虎と人の争に狐の裁判」には「印度に伝承せらるる説話にも」（第二巻八六ページ）、岡市正人「北河内より」には「本誓寺の住職より伝承す」（同四九七ページ）というふうに、高木以外の研究者も用いるようになっていく。

柳田国男も、菅沼可児彦（柳田のペンネーム）「郷土の年代記と英雄」において「伝説伝承の経路が」（同四六八ページ）と用い、「山莊太夫考」においても「昔の人の律語を以て事績を伝承する習性は」（第三巻七二ページ）というように、徐々に自らの語としていった。しかし、ほとんどすべてが、明らかに昔話・伝説などを口頭で伝える意味に用いられているのであり、身体所作によって伝えようとする事柄や、いわくいいがたい心意を受けついで後世に伝えるという意味は、まだ伝承には与えられていないのである。

そうとはいえない以上の諸例によって、伝承の語が大正初期に研究者間で用いられはじめたことは明らか

かであろう。

『郷土研究』以後においても柳田国男は、『郷土誌論』（大正十一年刊）に収めた大正初中期発表のいくつかの論考において、伝承の語を使用しつづけている。しかし、散見される程度であって、平山和彦も述べているように大正時代の柳田の用例はごくわずかであり、⁽¹⁾積極的に多用するのは昭和に入り『民間伝承論』を構想するようになってからだと言つてよいであろう。そしてそこで用いられる伝承や民間伝承の語には、もう口頭で伝えられる事柄を超えた新しい概念が付与されたものとなっているのである。

大正中期においても、少ないながらも注目すべき用い方はしている。『郷土誌論』に収められた「農に関する土俗」（大正七年発表）の「四」において「農業と云ふ中でも、稲作に就ては特に記念すべき伝承が多い」というのが、その一例である。これも口頭で伝えられている内容についてはあるが、明らかにそれ以前のような伝説・説話類を意味するものではない。農業生活上の一齣、さらに言えば祭りの習俗を指しているのである。

また柳田以外でも、『郷土誌論』と同じく「炉辺叢書」の一冊に含まれる小池直太郎『小谷口碑集』（大正十一年刊）の「はしがき」には、「小谷（ヲタリ）口碑集に採録した民間伝承の主たる採集区域は」というふうに用いられている。口碑集であるから内容は当然伝説・昔話類なのだが、年中行事や家の建て方、田植えや農祭りまで含まれ、この場合の伝承も伝説・昔話類を超えた意味で用いられて

いる。さらにこれも「炉辺叢書」の鳥袋源七『山原の土俗』（昭和四年刊）の「凡例」においても、「民間伝承はすべて根ざしが宗教にあるのです」と述べられている。この書物も伝説・昔話類を含むとはいえ、内容はもつと広いのである。『山原の土俗』は昭和四年刊であるが、この「凡例」は大正十四年に記されている。伝承が発見されつつあった時期だと言えよう。

このように伝承という語は、大正中期にはすでに口頭で伝えられる伝説・昔話類の専用を脱して、もつと広い意味あいを持ち始めているのであるが、柳田国男はこの語に民間を冠してひとつの学術用語として定着させようとしたのである。『民間伝承論』（昭和九年）において、次のように述べている。長くなるが引用しておこう。

民間伝承論といふ名称は、（中略）提案者の本意を告白するならば、是を歐羅巴大陸若干の旧国に於て、Les Traditions Populaires など、謂つて居る一団の知識と、出入り無く一致せしめるを以て便利とし、更に現在とは異なり同義語の如く解せられて居る英人の所謂 Folk-Lore とも、範圍を同じくするものと認められんことを欲して居るのである。トラディションといふ語は、其本国に於ても色々政治上の連想があつて困ることは、日本今日の「伝統」といふ訳語が之を推測させる。それでポピュラーといふ形容詞に、非常に重きを置いてもらふことになつて居るのだが、我々はそれを「民間」としか表現し得なかつた。その代りに新たな感じのある伝承といふ語を以

て、情実纏綿する伝統にさし替へることが出来たのである。⁽²⁾

要するに、伝統が主として権威権力側に属する事柄、明確な価値意識を伴って伝え伝えられていく事柄というニュアンスをこめて多用されてきたからそれを避け、多くの人々によってほぼ無意識のうちに伝えられていく（あるいは伝えられている）事柄という意味で、まだ手垢にまみれていない新しい語である伝承を用いるというのである。さらにその意味を明確にするために、民間という語を冠するというのである。柳田はすでに大正時代中期において、伝承の語に所作によって伝えられていく事柄をも含めてはいたが、大正後期の二度にわたる渡欧でヨーロッパの民俗学に直接に触れたことによって、自信をもって伝承・民間伝承の語を使用することになったのだと言えよう。ここにおいて「伝承の発見」がなされたと言つてよい。

二、民間伝承の分類

1、柳田国男の分類

民間伝承は、相互に関連を持ちながらも融通無碍に存在しているのであるから、全体像を把握理解し研究の俎上に乗せる場合には、まずはとにかく基準をたてて分類してみる必要がある。

最初にこの試みをしたのは折口信夫ではないだろうか。折口は大正九年ごろに「民間伝承蒐集事項目安」をまとめている。⁽³⁾ただ発表当初に、もう根底から考えなおすべきだと感じていた目安であるから、ここでは折口が分類の必要性を認めていたことだけを述べ、内容案の紹介は割愛する。

柳田国男もその必要を感じ、昭和五年には、まず生活外形・生活解説・生活意識に三大別すること⁽⁴⁾を考えている。

早川孝太郎も分類の必要性を認め、あれこれ考えようとはしたが、結局は折口・柳田の紹介にとどま⁽⁵⁾っている。

このように大正後期から昭和初期にかけては、すでに雑誌や叢書類に伝承の資料としての集積がだいぶ多くなり、また生まれ故郷や現居住地の報告を寄せるのとは別に各地を調査に訪れる人が少しずつ出てきたために、それまでに集積された資料を整理し新たな収集に向けて、一定の基準をたてる必要が感じられてきたのであろう。

その後柳田国男は、昭和五年の生活外形・生活解説・生活意識という三大別の考えを深め、『民間伝承論』（昭和九年）において、これを習俗・口碑・俗信と呼び換えることを提唱した。このうち俗信すなわち心意現象に属する事柄は、それらを伝承している人びの習俗や口碑に通じていてはじめてその微妙な感覚の理解に到達することができるのであって、究極のところは、その同郷人すなわち長年仲間うちであった者にしか判らないのではないかと述べた。このように言い切ってしまったら身も

蓋もないが、要するに心の機微を理解するには、その地域や人びととの密接な交流が必要だというのであらう。

このような三部分類は、『郷土生活の研究法』（昭和十年）においては、習俗を有形文化、口碑を言語芸術、俗信を心意現象と言ひ換えている。この場合の有形文化の有形とは、現在の有形文化財というときの有形ではない。目で見ることのできるものの総体であり、民具など形として残されている物体はもちろん、瞬時にして消えてしまう諸動作も含まれるのだとした。それに対して言語芸術とは耳で聞いてわかるもの、心意現象とは心から心へと伝えられるものであるというわけである。そして三部分をさらに、次のように細分類する案を示したのである。⁽⁶⁾

第一部 有形文化

住居 衣服 食物 資料取得方法（自然採取、漁、林、狩、農、交易と市） 交通（交通に關する地形の名称、運搬方法、旅人機関、舟の交通（海上交通）） 労働（労働組織、労働の種類、労働者の身分若しくは名義、給与方法と分配、農休みなど仕来り上の休み） 村 連合家・親族 婚姻 誕生 厄 葬式 年中行事 神祭（祭地、神屋、神態、神供、祭日） 占法・呪法 舞踊 競技 童戯と玩具

第二部 言語芸術

新語作成 新文句 諺 唱歌 童言葉 歌謡 語り物・昔話・伝説

第三部 心意現象

知識（予兆、卜占） 生活技術（禁忌、呪術、民間医療） 生活目的（筆者注…上記の知識および生活技術は、この生活目的を明らかにするために調査するのだという）

柳田はイギリスのバーンやフランスのセビオの分類を参考にして三部分類案を示したのだと述べているが、基準の立て方や細分類案は柳田独自の考えによるものである。

分類にあたっては、あくまでも眼前の伝承を調査採集し、研究の資料として定着させることを第一目的にしたと述べているが、筆者のみるところ調査に便なるのみならず、伝承の性格や内容、伝承の形態（伝承行為）をも考慮し、伝承されている文化の全体像を統一的に理解しようとした、すぐれた分類になっている。

そしてこれらの細分類にはほぼ則るかたちで後年多くの「分類語彙」が編集され、伝承資料は誰にでも活用可能となつていったのである。また、調査上の質問項目表ともいふべき柳田国男・関敬吾『日本民俗学入門』（改造社刊、昭和十七年）も、当然ながらこの細分類にはほぼ則るかたちでまとめられている。戦後の民俗学研究所編『民俗学辞典』（東京堂刊、昭和二十六年）の目次の配列もこれに近い。『綜合日本民俗語彙』（平凡社刊、昭和三十一年）の部門別索引の部門名も同じくこれに近い。

このような柳田の作業に対し、その後の伝承研究を一定の枠にはめ込み固定化に導いたのではないかというような批判がある。固定化への批判は当然としても矛先は柳田に向けられるべきではなく、それに呪縛された側に向けるべきであろう。伝承理解についての自らの案を示して研究をリードしようとした柳田の態度は研究者として当然のことであるし、これらの作業によって人文学界全体を伝承に目覚めさせたことも事実だからである。

2、折口信夫の分類

折口信夫が早くから分類を試みようとしていたことは先に述べたが、昭和九年六月、『日本文学大辞典』（新潮社刊）の「民俗学」の項において、民間伝承の調査や伝承の全体像把握のため、週期伝承・階級伝承・造形伝承・行動伝承・言語伝承という五項目に分類した。

その後この考えを発展させ、昭和十四年ごろには、最終的に次のような分類に落着いたようである。⁽⁷⁾

- 一、週期伝承 年中行事・日中行事など週期的に現れるもの
- 二、行事伝承 老少伝承（通過儀式） 経済伝承（衣・食・住・交通・労働） 階級伝承（或階級に特殊な伝承） 社交伝承（運動・競技を含む）

三、芸能伝承 舞・踊・語り物・童戯

四、言語伝承 民謡・譚歌・諺・謎・説話・伝説

五、行動伝承 反射的な行動・儀礼的な表情

六、心理伝承 信仰に関する伝承

これらは資料整理を主眼とした形式分類といふべきものである。のちに折口の薫陶を受けた人びとは、ほぼこの分類にもとづくかたちで『日本民俗研究大系』全十巻をまとめた。これとは別に折口は大学の講義で、民間伝承の内容分析案として次のような分類も考えていたようである。

一、知識

A 知識を維持してゆく状態（社会を維持してゆく知識）

- ① 信仰儀礼
- ② 行事
- ③ 人事
- ④ 言い慣わし
- ⑤ 伝説

B 構成

- ① 社会生活に節度あらしめるもの（通過儀礼）
- ② 階級的な伝承
- ③ 職業に関する伝承（自分の職業を行うために持っている伝承）
- ④ 土地に関するもの
- ⑤ 経済的な事項

二、技術

① 芸能 ② 遊戯 ③ 労働 ④ 医療・呪禁 ⑤ 辞礼・日中行事・衣食住 ⑥ 造形に伴った伝承
三、性格

A 心理伝承

① 表現—表現し難い伝承・色彩・私語・噂話 ② 選択—排除・好尚・欽仰
③ 技法（技術）—兆・応・禁・呪・祝

B 行動—民族的な心理現象

① 恥・嫉妬 ② 侮 ③ 喜 ④ 憂 ⑤ 朗

3、和歌森太郎の分類

柳田や折口の分類を受けながら、和歌森太郎は、戦後早くに『日本民俗学概説』（東海書房刊、昭和二十二年）を著して、伝承資料の次のような分類案を示した。⁽⁸⁾

一、経済人的生活伝承

基本的伝承 住衣食

取財的伝承 産業労働 交通運搬交易

二、社会人的生活伝承

社会存在の伝承 村構成 家構成 組的連合 年齢階級

社会形成の伝承 誕生 成年 婚姻 葬制

三、文化人的生活伝承（これには信仰即ち祭り、兆、占、禁、呪、妖怪、幽霊がかかわる）

知識的文化伝承 命名 言葉 躰 技術 伝説 医療

厚生の文化伝承 年中行事 昔話 語り物 民謡 舞踊 遊技

倫理的文化伝承 社交 贈与 村制裁

和歌森の分類は調査の便利さというより、伝承の総合的理解をめざした内容分類と言ってよく、和歌森の民俗観の表れといつてよいものであろう。その後、和歌森がリードして編集した『日本民俗事典』（弘文堂刊、昭和四十六年）や『日本民俗学講座』全五卷（朝倉書店、昭和五十一年）はほぼこの考えを継承したものと言え、後世に与えた影響は小さくない。

4、その後の分類

それらの後、牧田茂は調査にあたっての目安と断りながら、次のように分類し、伝承について考えることを提案している。⁽⁹⁾

一、生活外形（有形現象）

有形伝承

- ① 住居・家具
- ② 衣服・衣料
- ③ 食制・食品

生業伝承

- ① 農業
- ② 山林・狩猟
- ③ 漁業・船舶
- ④ 諸職・工業
- ⑤ 交易・交通

制度伝承

- ① 村落
- ② 年齢
- ③ 家族・親族
- ④ 労働
- ⑤ 贈与・社交

週期伝承

- ① 年中行事（歳事、神祭）
- ② 人生儀礼（婚姻、産育、葬礼）

芸能伝承

- ① 舞踊
- ② 競技
- ③ 遊戯

二、生活解説（言語芸術）

口碑伝承

- ① 昔話
- ② 語り物
- ③ 伝説

歌謡伝承

- ① 民謡
- ② 童謡

言語伝承

- ① 童言葉
- ② 命名
- ③ 新語・新文句
- ④ ことわざ
- ⑤ など

三、生活意識（心意現象）

信仰伝承

- ① 祭祀
- ② 妖怪・幽霊

感応伝承

- ① 予兆・夢
- ② 感情（好悪・愛憎）・表情
- ③ 感覚

呪術伝承

- ① 禁忌
- ② ト占
- ③ 呪法
- ④ 医療

理念伝承

- ① 理想（生活目的）
- ② 観念（人生観・幸福感・死後観念など）
- ③ 道徳

牧田は伝承内容は生活だと理解し、柳田・折口双方の分類に強く影響されながら、外形として見えるもの、言葉で解説するもの、意識の奥に保たれているものというように大分類したあと、細分類したのである。伝承をあつさり生活と置き換えてしまっている点に筆者は疑問を持つし、先にも触れたような昭和五年の柳田の考えに戻ったようではあるが、ひとつの考えとして評価できよう。

千葉徳爾は、経済活動部門、社会組織・制度部門、集団倫理部門、芸術・娯楽部門、信仰・宗教部門に分け、それらを縦軸に置いた上で、同時にそれらにはいずれも有形のものと言語や心意にもとづく事柄があるのだから、有形文化、言語形象、心意表現を横軸にして、縦軸横軸双方から伝承を考えようという分類案を示している。⁽¹⁰⁾ 和歌森と柳田の分類を合わせたような案になっているが、伝承の絡みをなんとか理解しようとした苦心のあとがうかがえ、筆者にはよい把握の仕方だと思われる。

昭和三十年代前半に刊行された『日本民俗学大系』全十三卷（平凡社）は、伝承の全体像を把握しようとしたよい叢書である。そこでは伝承の分類について特に述べられているわけではないが、巻のたて方からみて編者が、社会、生業、信仰、芸能と娯楽、口承文芸に五大別して伝承をとらえようとしていたことがわかる。

これも伝承の分類を試みたものではないが、とにかく伝承の全体像把握を意図した福田・宮田編『日本民俗学概論』（吉川弘文館、昭和五十八年）では、空間（家と屋敷、家族生活、親類と同族、村落構成、山・耕地・海からの生産など）、時間（年中行事、農耕儀礼、人生儀礼、墓・祖先祭祀な

ど)、心意(禁忌・祈願、氏神・氏子、シャーマニズム、寺と仏、昔話・伝説など)というように、伝承を、空間、時間、心意の三方面からとらえようとした。

以上、先学が工夫をこらした伝承の分類を概観してきた。各自の民俗観にもとづいて伝承の総体を考えようとする作業が現在少なくなっているかと思うので、くどいようではあるが、あえて振り返って見たわけである。

各地各様に存在はするが、資料化されずにいる豊かな伝承を、多くの研究者が等しく活用可能になる資料にし、伝承している人々が自らを意識的客観的にみつめることができる形にするためには、文字として定着させることがどうしても必要である。写真・映像・音声としての記録化も有効であり確実に進められてはいるが、まずは文字であろう。自らが経験したり調査した伝承の多くを文字として定着させた上で、他の研究者の調査報告を参考にしつつ伝承の全体像を把握し分類を試みたことは、有益であった。

しかしもう一歩進めて、さらに理解を深めるのはどうしたらよいか、次に考えていこう。

三、伝承動態について

1、伝承の二様の意味

伝承という術語は、二様の意味で使用される。ひとつは伝承するという行為の意味であり、もうひとつは伝承されている（あるいは伝承されていた）内容あるいは事柄の意である。前者の場合には動詞形で用いられることが多いが、名詞形であっても前後関係から行為を示すことが明らかである場合もある。後者の場合には当然、そのまま名詞形で用いられる。

伝承行為と内容とが不即不離の関係にあることは言うまでもなく、二様の意味というほど大袈裟なことではないかもしれないが、従来の伝承についての考察は、伝承されている（あるいは伝承されていた）内容・事柄の意味で取り上げられることが多かったと言えよう。記録されることのきわめて少なかった豊穠な伝承世界を、人びと共有の財産として活用することを目的としたそれら従来の作業は、いくら評価してもしすぎることはない。日本の人文・社会諸科学が、どれだけ多くその恩恵を受けてきたことであろう。しかし今後、研究上の術語としてさらに伝承の語を考えていくにあたっては、伝承するという行為と伝承されている内容という意味の差異あるいは関係に、もう少し意識的であつてもよいと思われる。

したがって、伝承の検討は伝承するという行為と伝承されている（あるいは伝承されていた）内

容・事柄の、両面からなされるべきだと考える。以下、前者を伝承動態、後者を伝承内容として考えていきたい。

伝承動態については、伝承するという行為を中心に据えながらも、伝承目的、伝承に携わる者および時と場、伝承行為という、三ないし四側面から押さえる必要があるであろう。

2、伝承する目的

多くの場合、それほど強い意識もなく（もちろん無意識というわけではない）伝えられていくのであるから、どうしても後世に残さなければならぬと考えて記録する場合とは異なり、伝承という行為に特段の目的が意識されているわけではない。強いて目的を言えば、このように行動すればうまく事が運んできたからそのようにするのだとか、慣習として行ってきたことをはずすと笑われたり非難されるだろうからとか、従来どおりにしないと落着かないからとかいうのが目的であろう。無目的というのでは決してなく、いちいち強烈には目的を意識する必要もなく伝えられているということである。

強い目的意識を持つて伝承がなされる場合もないわけではない。年少者を躾けるときとか、未熟者にしきたりや技術などを仕込もうとする場合である。自らが受け継いできた事柄を何とかして伝えておきたい、それが彼らや集団のために役立つということで工夫をこらす場合である。幼児に言葉を教

えることもそのひとつであろう。

受取る方にも、当然この両様がある。見よう見真似で自然に身につけていく事柄と、積極的に教えを請うて習得していく事柄とである。

これについて第三者である研究者は、集団なりひとつの地域社会において、いかなることがなぜ積極的に伝授され習得されねばならないと考えられているのか、どのようなことが特段意識されることなく伝えられていつているのかには、絶対に意識的であるべきである。集団の価値基準を分析考察するにあたっては、とくに意識的でないといけないのである。

3、伝承に携わる者および時と場

伝承には伝承する主体と、内容を受容継承する客体とが存在する。伝承という行為は主体と客体との相互交渉のなかで繰り広げられるのであるが、当然それには、定まった時と場がある。

一般には年長者・熟練者から年少者・未熟者へと伝えられていくといえよう。そうではあるが、性別に関係なく伝えられていく事柄とは何かとか、だいたいにおいて男から男へ女から女に伝えられる事柄、さらには性別が厳しく限定される事柄とはどのようなものかには、注意が払われなければならないであろう。男から男への伝承であっても、宮座など一部の神祭りのように伝承の受け手が特定の家の長男に限られるという場合もあるのである。

同時に時と場も重要で、ほとんど意識されることなく、いつでもどこでも日常茶飯の事柄として授けのなされていくものもあれば、ハレの時と場においてしか伝承のなされない事柄もある。ハレすなわち非日常の時と場は何らかの神霊にかかわることが多いために、伝承に立合う人々の心構えも平素とは異なっていて、改変を認めぬという雰囲気だなされることが多い。その場合の伝承行為は意識的で厳粛なものとなるであろう。秘儀のようにきわめて厳格な時と場を選んでしか伝承されていないものもあるのである。

このような伝承にかかわる者や伝承の時と場については、昔話研究や芸能研究においては主たるテーマのひとつとして従来も取上げられてきたが、昔話や芸能以外の伝承を考える場合にももっと意識的でないといけないと思われる。

4、伝承という行為

伝承行為には、平山和彦が「口頭伝承および動作もしくは所作伝承の二つに分けられる」と言うように、所作を主としたもの、言語を主としたものがある。まったく言語や所作を伴わない心から心への伝承も考えられるかもしれないが、きわめて限られたケースであろう。

所作による伝承とは、主体の身体各部の動きが観察され真似られることによって、集団内での時と場に応じてとるべき態度が伝承されていくことである。

日常とるべき行動の規範を動作によって示すとか、儀式における身のこなし方を教えることとか、芸能を演じるさいに手ぶり身ぶりで仕込むこと、耕作の仕方、船の漕ぎ方、庖丁のさばき方、建築や桶づくりの技術の伝授のようなことである。食事のマナーや装いの作法、縄ない、太鼓の叩き方などもあり、挙げていけばきりがない。そのさい、言葉を伴う場合も多いであろうが、あくまでも手足や眼の動きなど身体所作によるうとする伝承が中心である。主体の側に伝えようとの意思のない無意識的な所作であつても自然に真似られていたり、逆に客体の側の強い意思によって技を盗むというかたちで伝承されていく場合も多いであろう。

言語による伝承とは、主として言葉を用いて伝え伝えられる行為のことで、昔話や伝説、謎・諺・唱え言というような、言葉によつてしか伝ええないものを伝承する場合が代表である。

そのほかにも、挨拶の仕方とか、こういう場合には右を向くのだとか頭を下げよとか、強く押せとか、葬式の告げには二人で行くことになっているのだとか、聖地にみだりに入つてはいけない、人に迷惑をかけてはいけない、そのようなことをすると近所の人から顰蹙をかうなどと、言葉を用いてきたりや技術・心がまえなどを説くことをもういう。口で述べるばかりでなく動作をまじえて教え諭す場合も当然少なくないであろうが、主たる伝授が言語によつてなされる伝承である。

また、主体の側に伝えようとの意思がなくても、大人同士による第三者への褒め言葉や批判・悪口を傍らで子供が聞いてしまつて、思いもかけず集団内における規範が理解され伝承されていくという

ようなケースも多いであろう。

積極的に所作を示したり、くどくど説明したり論すのではなく、日常・非日常的なふれあいのなかで以心伝的に、真善美というような価値観とか、誇り・羞恥・いたわり・敬愛・侮蔑・恐怖などの感情が伝承されていくこともあるであろう。ふれあう雰囲気への共感によって伝承がなされていくというものである。この場合にも何らかの所作や言語は伴うであろうが、ときには雰囲気を共有するだけで、無言や無所作でいる方が伝承に効果的な場面もあるかもしれない。

右のような伝承動態は、人と人とが接することによってなされることを前提として述べてきた。個人対個人であろうと多人数同士であろうと、とにかく対面によって伝えられることが前提であった。しかしいまや各種映像メディアの発達によって、対面にはよらない伝達の機会が多くなり、今後これが伝承に与える影響は大きくなっていくことであろう。対面によらない伝達は直接手とり足とりというわけにはいかないし、客体の要望をいれて繰り返すことも難しい。伝承の場の微妙な雰囲気への共感も、なかなか生じにくいであろう。

余談になるが、かつて筆者は鯨の解体の現場に立ち合わせてもらったことがある。解体の過程や技術、肉質や分配法は映像によっても理解が可能であろうが、なま暖かい血の臭いの漂うその場の雰囲気は、映像では伝えることが難しいと思った。名文家の筆になればあるいは可能かもしれないが、その場に立ち会うことによってしか雰囲気は理解できないものと思われたのである。同じような意味

で、三信遠地方の花祭りの、煙い・寒い・眠いなかでの熱気あふれる雰囲気も、映像では充分には伝えられないと思ったのである。

メディアの発達が伝承に大きな変化を生じさせ、新たな伝承のかたちかどのように定着するのか。早くから影響を受けていて現に変化が生じており、新たなかたちが定着しつつあるとも言える。筆者もそれらの変化には無関心ではないが、これについては小稿の課題とはせず、別稿を用意したい。

われわれが身につけている多くの知識は、さまざまな伝承動態のなかで獲得し、将来に継承されていく可能性のあるものである。民俗学が、伝承された結果としての所作や技術、言語や観念の比較分析に精力を注いできたのは大いに評価されるべきであるし、今後とも研究を深めていかなければならないのは当然である。と同時に、伝承をそのような内容・事柄としてのみ理解するのではなく、伝承動態の研究を積極的に評価し、今後そのような研究にもっと意を用いるべきであろう。

さて次には、伝承文化の分類という形ではなく、伝承動態を念頭に置きつつも、融通無碍に絡み合いながら伝承されている事柄とか内容の総体を分析的に理解するには伝承をどのようにとらえたらいいのか、試論として筆者の考えを述べていきたい。

四、伝承内容総体の把握

1、「山村調査」追跡調査について

昭和五十九年から三年間、筆者は「山村調査」の追跡調査を目的とする成城大学民俗学研究所の「山村生活五〇年——その文化変化の研究」というプロジェクトに参加した。そのさい、明治二十二年に成立したいわゆる行政村でいどの地域に伝承されている（あるいは伝承されていた）文化（以下、伝承文化として述べる）の全体像を把握するにはどうしたらよいのかについて、プロジェクトの仲間とずいぶん考えた。

民俗学という「山村調査」とは、昭和九年五月からの三年間、柳田国男が主宰する郷土生活研究所が行った「日本僻陋諸村における郷党生活の資料蒐集調査並にその結果の出版」というプロジェクトをさす。対象は全国六十箇所ほどの行政村で、一〇〇項目の質問項目にもとづく伝承文化についての一斉調査であった。

われわれの「山村調査」追跡調査とは、このときの調査内容がそれから五十年をへた昭和六十年前後にいかなる形で伝承されているか、あるいはもう伝承されていないかを調べ、それぞれの要因を分析するのが主たる目的であった。⁽¹²⁾しかし、その追跡だけでは満足できなかった。われわれは「山村調査」の地六十箇所ほどのうち手分けして二十一箇所に赴いたのであるが、せっかく二十一箇所に赴く

のであるならば、追跡調査だけではなく、それぞれの地の伝承文化の現状の全体像の把握に努めたいと意気込んだのである。そして、把握の方法について考えたのである。⁽¹³⁾

伝承文化の分類については、すでに述べてきたように、柳田・折口・和歌森をはじめ何人もの先学によって試みられている。それら分類された項目をひとつひとつ詳細に調べあげるだけで、全体像が把握できるのか。それもひとつの方法ではあるが、相互に緊密に結合してそのつどそのつどさまざまな様相を見せる伝承文化の、その絡みをどのように統一的に理解したらよいのが新たな問題だったのである。

2、人と人・自然・神のかかわり

文化とは人の行動的・観念的営為であり、その総体である。営為の中心には常に個々人がいる。言い換えれば個々人が何に對してどのようににかかわり、何をどのようにに思うかが文化である。錯綜しているかにもみえる伝承文化を統一的に理解するために、柳田は調査者の立場になって、目で見える事柄、耳で聴き取ってはじめてわかる事柄、心が通じあつてようやく理解できる事柄という三方面から把握しようとしたが、これから述べていく筆者のとらえ方は基本的に異なっている。伝承とは要するに人間の営為なのだから、伝承者の側に立つて、伝承者が何とどのようににかかわるのかという点からとらえようとするのである。このかかわりをどのように整理するかがポイントになる。

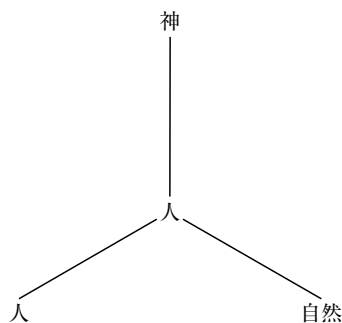


図1 人と人・自然・神二者間の関係

それら営為には本能にもとづくと思われるものがあるかもしれないし、閃きや、逆に充分に考え抜かれた個性的独創的な営為もあるだろう。それらのうち、周囲の状況のなかで醸成されたり伝播受容してきた非個性的・類型的そして持続的な営為が伝承文化である。さらに言えば民俗である。以下に述べることは文化全体にも言えることではあるが、筆者としては伝承文化を念頭に置いていることをお断りしておきたい。

外の人、とりまく自然、そして超人間的・超自然的存在すなわち神に三大別できると考える。したがって文化は図1のように、人(自己)―人(自己以外の人)、人―自然、人―神の関係を基本とする営為ということになる。伝承をこのように、自己を中心に置いてそれと三者との関係でとらえようとする考えは、従来の伝承分類にはみられなかった。強いて言えば、和歌森の経済人的生活伝承・社会人的生活伝承・文化人的生活伝承に近いが、これから徐々に述べていくように和歌森ともとらえかたは異なるのである。

筆者のこのような考え方については、すでに谷川健一が次のような形で述べているのが比較的近い。

「民俗学とは何か」と問われるときに、私は、人間と神、人間と人間、人間と自然の生き物、この三者間の交渉の学であると答えることにしている。この三者は相互に対立するものであるが、対立の前提には相互間につよい親和力があることを見のがすことはできない。⁽¹⁴⁾

神野善治も谷川に刺激を受け、しばしば同じような考えを述べている。⁽¹⁵⁾ 不明をさらすようだが、筆者は実は神野の論文によって谷川の考えを知って共感した次第であり、同じように考える人のあることを「山村調査」追跡調査のさいには知らなかったのである。

以下、筆者なりに「山村調査」追跡調査のさいに抱いた問題意識に沿い、そのとき考えた人―人、人―自然、人―神の関係を敷衍し、さらにその後いくらかは発展させえたと思う現在の考えを述べていきたい。

3、二者間の関係

A、人―人の関係

人は生まれた瞬間から他の人とかかわりを持つ。胎児のときからもう母親とはかわっているとと言えるかもしれない。そして家族の中で成育し、親族の一員になり、近所の仲間と遊び、学校で友人を得、さらに広い社会で多くの人々と交わっていく。これらのかかわりは友好関係ばかりとは限らな

い。非友好ないしは敵対的關係もみられる。このような他の人とのかわりは、血縁關係、地縁關係、さらには成熟した言葉ではないが学縁關係、職縁關係、趣味縁關係などに分けることができる。

①血縁關係 血縁關係のうち家族間の事柄は、家族の形態、親子の立場や躰、夫婦の立場、相続、世代間の交流などが、伝承文化として形成されている。新たな成員を迎え入れる嫁入り・婿入りという形での結婚もあるし、誕生にまつわる伝承もある。成員の喪失は嫁出や分家、離婚、そして死によって生じる。結婚や分家は別の新たな家族の創出を促すものでもある。現在ではほとんど姿を消しているが、擬制的親子關係の締結も血縁關係に含まれる人—人の關係である。

親族の問題は、事実上、家族対家族という集団間の關係になる。これには先祖を同じくする家族同士のかかわりと、メンバーの嫁出・婿入（すなわち結婚）のさいの儀礼をへて生じた家族同士のかかわりがある。前者は同族、後者は姻族と呼ぶことができる。ともに相互のメンバーの成長や変化移動（生・死・病氣・嫁出・婿入など）にあたって贈答や見舞いを繰り返したり、平素に気軽に互助協力をするなどして、かかわりを持ちつづけるのである。ただ、同族の關係が基本的には不変であるのに対して、姻族の關係は双方の家族を結合させたメンバーの立場の変化によって、いっそう強固になったりしだいに弱まっていたりする。

②地縁關係 地縁關係とは、その地に住むことによって生じる周囲の人とのかわりである。

血縁はひとつの運命だが、地縁は選択可能なかかわりである。わずらわしければ他の地へ移ればよい。しかし長くその地に根を張っている家の人とか、農地山林や海浜に生業の基盤を持つ人の場合にはなかなかそうもいかず、準運命的なかわりと言えよう。新しく形成された地域社会の人にとつては、地域はまだ準運命的というほど拘束的なものではない。同じ地に住んでいてもかわらないでいくという選択は可能だが、近隣の人とそのような非友好的な態度をとる場合にはある種の緊張が伴うのが普通であるから、かわらないでこうという選択もかわり方のひとつに含まれると言えよう。

地縁関係には純粋な個々人同士のかかわりもあるが、多くの場合は家（家族）同士のかかわりである。その点、親族関係と似ている。かわる最大の目的は、相互がいかに安寧に友好的に暮らすことができるかということである。その目的を果たすために、ムラと呼ぶべき共同体や町内会・自治会などの集団が結成され、それら集団内にさらに、年齢別・男女別・目的別のさまざまな集団が結成されるのである。目的別の集団には各種の講、消防団、生産組合、葬式組合等々がある。それら大小の集団は、それぞれ他の地域の同種の集団とさまざまな連合を組んで、異地域間の友好をはかろうとする。

集団の中には運用規則（不文律の場合が少なくないが）のようなきまりがあったり、役割分担や加入資格が決められていたり、共有地・共有施設・共有物を持つ場合も少なくない。これらが友好的に

運営されて家々人びとの安寧が保たれるためには、個々の家に金銭的・労力的・心情的義務が課されるが、この義務を果たさない家には、かつて村八分をはじめとするさまざまな制裁が加えられたのである。

③学縁・職縁関係など 学縁関係とはすべての人が学ぶ小学校・中学校をはじめとする、さまざまな学校における人とかかわりであり、職縁関係とは就く職業を通してのかかわりである。近代以前においては、相当数の人にとってこの二つの関係は地縁関係と重なっていたが、近代の学校制度の整備や産業社会の発達によって、新たな学縁関係・職縁関係が生じ、現代ではこれを無視して人—人の関係を語ることはできなくなっている。

学校では知識の伝授のみならず、倫理や人間行動の規範も教える。しかも義務教育においては全国統一的に教えられる。したがって近代以降、地域の実情に即して伝承されてきた知識や倫理・規範は、学校教育によって相対化されることになった。その結果、それまでの地域社会においては意味を持っていた祭り等における儀礼的盗みや悪態等が影をひそめ、家族や地域が担っていた職などの機能が弱まったといえよう。地域では年齢に幅のあった子供や青年同士のかかわりが、学校社会でどのように再編成されているのかなど、学縁関係での人同士の交わりには分析すべき課題が多い。学校は児童生徒同士のみならず、学校を介して異地域の人とかかわりや、PTA活動を通しての新たな親同士のかわりも生じさせている。

大学など高等教育の大衆化によって、より多くの人がより広い範囲の人々とかかわりを持つようになったことの意味も、考えておかなくてはならない。

また学縁関係は、在学時のみならず同窓会という形で卒業後も続くことが多く、そこにはかつて地域社会の人びとが持っていた同齡感覚が伝承されているといってもよいであろう。

職縁関係は、地縁関係と重なる部分の多い農業漁業者以外では、かつて職人・商人社会の人びとのあいだに、徒弟制度とか講集団、あるいは顧客との関係という形で存在していたが、現代では最終学校卒業後、すべての人がと言ってよいほど会社や役所勤めをして、経験するものになっている。そして過半の人びとが、停年を迎えるまでの人生の大半をこの関係を保ちつつ過ごしている。その中には同期入社の人びとが、さまざまな親睦会、家族の葬式のさいの互助関係、労働組合などいろいろな集団が定着しているし、結婚のさいの仲人をおして擬制的親子関係が生じるなど、職縁関係のなかでは、かつての地縁関係にみられた人―人のかかわりのパターンが再生産されているのである。

学縁・職縁関係ほど普遍的ではないが、老若を問わずスポーツクラブや趣味の会、カルチャーセンターなど、さまざまな縁をもとにした人と人との継続的なかわりのなかでも、多くの人は生きているのである。

以上に述べた人―人の関係は、契機が血縁・地縁・学縁・職縁・趣味縁その他何であろうと、人々とかかわりが相互協同的であることが特徴である。時に敵対的に働くことがあっても、相互的で

あることには変わりがないのである。

B、人―自然の關係

自然との關係の持ち方には、ひとくちに言えば利用と防禦の両方がある。利用はほゞ自然（自然の恵み）の活用であり、防禦とは自然の過剰さ（自然の怒り）からの防衛である。ともに、人と人との關係のように相互協同的ではなく、一方的な關係になる。

①自然の利用　自然利用という営みには、自然物の採取、自然物に手を加える生産・製造、自然力の応用がある。それらの諸工夫の結果が、人類文化の発達というわけである。

自然物の採取とは、山林原野にて木の実を拾い小動物を捕え草木を採り、河海にて魚介類を採捕すること、すべて生きる手段である。原始的で単純な営みではあるが、現代においても人の生活はこれに負うところが大きい。近年養殖技術が発達しつつあるが、漁業の基本は長いあいだこのような採取であった。

生産・製造は、採取のように単純な営みとは言えない。農作物を生産するためには土地開墾や水利の整備が必要であるし、種苗の選択や改良もしなければならない。耕作・收穫の時期や方法のほか、栽培技術にも多大の工夫を必要とする。林産物の獲得にもあらかじめ植林などをして自然へ人の手を加えておく必要がある。牧畜はもちろん、近年発達の著しい養殖漁業も自然に手を加えて生産するも

のである。採取や生産によって得た物を食品として加工したり、衣服や住居の材料に加工する作業も自然の利用のひとつと言えよう。

衣服を縫ったり家を建築するほか、木で器具類を作ったり、自然の石を加工して石垣を築いたり井戸に用いること、砂鉄を加工して鉄器類を製作するのは、製造という営みである。少し飛躍するが、近現代の電化製品や車・飛行機の製造も自然利用の結果である。

自然力の応用も、自然とのかかわり方のひとつである。水力を活かして木材を流したり、粉を碾いたり電力を起こしたり、同じように風力を利用して船を進ませたり、粉を碾いたり発電させたりする。今後は太陽熱の積極的な利用もふえるであろう。

これまで述べてきたことは、恵みの活用というべき自然へのかかわり方である。これらをより有効にするため人は工夫をこらし道具を開発し、文化として後世に伝えてきたのである。

②自然の防禦 自然から身を守るには、やむをえずそれに適応してしまおうとするかかわり方と、防衛とがある。

適応という一種の防禦法には、衣服で寒暖を調節したり、家を建てて寒暖や雨風を防いだり太陽の直射熱を避けたり、出水や獣虫害の少ない所に住居を構えたりということがある。やさしい防禦ともいべきそのような適応をよりスムーズにするために工夫と洗練がこられ、一般にいう服飾文化とか住文化が形成された。

自然は適応するだけではすまない猛烈な面も有している。長雨・洪水、台風・突風、大雪あるいは旱魃というような自然の猛威と、田畑を荒らし時には人にも危害を加える鳥獣虫害や病害である。火災もある。そのため堤を築いて洪水を防ぎ、溜池を作つて旱魃に備え、猪垣や柵をめぐらせて獣害から作物を守るのだが、このような自然の防禦は個人の力でできるようなものではない。単なる人―自然のラインの事柄ではなく、後述するように人―人―自然の問題である。自然災害にはあるていど予想可能な不断の災害もあれば、地震や津波など予想を越えるものもあるのである。

自然とのかかわりには、自然觀賞で得られる安らぎもあろうが、大部分はこれまで述べてきたような現実的な自然の利用と自然の猛威からの防禦であつた。現在これらのシステムは高度に発達し、特定の人間（専門家）に負わされる面が拡大している。そのため個々人は、自然との直接の触れあいを意識する機会が少なくなり、ややもすると自然の全体像に無関心になりがちであるが、自戒すべきであらう。

C、人―神の関係

人は、生身の人間を越えた存在とか自然の背後に何らかの霊格を想念し、常にそれらともかわらうとしてきた。そのような超人間的・超自然的存在は、タマ・モノ・ムスビ・シヨウリヨウなどとも呼ばれるが、カミ（神）と総称してよいであらう。

神とのかかわりの背景には、常に、不可思議なるものへの畏敬と恐怖の念がある。そしてかかわりの主軸には、人の生命への深い想念と季節の巡りへの期待とがある。

①生命への思い 生命への想念は、生命が授かり育ち死にいたる過程を、年輩者から聞いたり自らが体験することによって生まれ、さらには肉体消滅の恐怖と死後への関心によって深められる。生命の誕生・成長・死の背後には常に神の意思が働いているであろうという思いが、子授け・安産祈願、出産・誕生祝い、さまざまな成育儀礼、葬送儀礼、墓制という形で表わされ、そしてそれらの儀礼をとおしてさらに神とのかかわりを求めようとするのである。病魔の攘却という形で表わされることもあるだろう。道切りや民間療法はこのひとつである。

②季節の巡りへの期待 春夏秋冬の移ろいそのもののなかに神を感じたり、春夏秋冬それぞれの太陽や月、雷、雨、風、雪などの恵みや猛威の背後に神の存在を想定して、そのつど神とのかかわりを求めようとする。鳥獣の不思議な動きに神を見出すこともあるであろう。

そのような想念とか期待のなかに個性的な神観念が芽生えて後世に伝えられ、人びとには神への親和的な感情も生じるし、恐怖戦慄をおぼえることにもなる。その結果、さまざまな卜占によって神の意思を確認しようとしたり、呪術・祈願という方法で神にすがろうとする行為が生まれる。無数といってもよい多くの祭りや年中行事は、このような神とのかかわり方の様式化した姿である。現在の遊戯やスポーツ、芸能の中には、卜占や呪術・祈願から発展し洗練されていったものが少なくないので

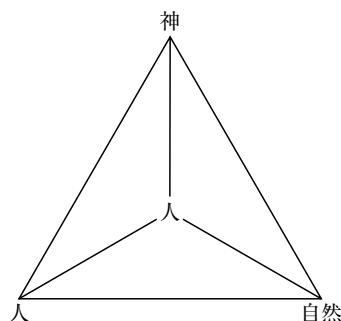


図2 人と人・自然・神三者間の関係

ある。

ところで、これまで述べてきたのは、人—人、人—自然、人—神という二者間の関係についてであった。しかしこれらは基本的な関係であって、実際には複雑に絡みあっていて、二者間の関係にはおさまらない事柄が多い。例えば人(自己)と人(自己以外の人)とがかかわりを持つ契機を考えると、力を合わせて自然の猛威から生活を守ったり、一緒に神に祈って集団の安寧を求めたりしているようにである。図1のような二者間の直線の関係に整理しきることのできない営為が多いのである。したがって、自然の猛威への対処は図2のように人—人—自然(人—自然—人でもよい)という三者間の三角形内の営みとして理解すべきであり、集団の安寧を求めるための神とのかかわりは、人—人—神(人—神—人でもよい)のなかで考えなければならない事柄なのである。

それでは次に、三者間の関係をみていこう。

4、三者間の関係

A、人—人—自然の関係

自然利用にしろ脅威からの防禦にしろ、自然を介在させた人と人の関係のほとんどは互助協力としてとらえることができるであろう。

自然物の採取採捕には個人でも可能なものがあるが、個人の力には限界がある。農業林業漁業すべてが、協力合力によってより能率が上がり対応も強力なものとなる。知恵を出しあうことによって技術の発達も可能となる。限られた生活用水の利用など、生活面でも互助協力が欠かせない。風水害、雪害、火災、獣虫害等の防禦には、防禦手段の工夫と人々の結束が必須のものとなる。それらのために人は群れ、村を構成するようになったのである。

互助協力は自然に直接対面した場合だけとは限らない。入会地の設定や利用規則、災害防禦の組織（消防組など）づくり、他集団と敵対関係になったさい（水争いなど）の集団の組織やリーダーの選出など、自然とのかかわりを念頭に置いたさまざまな人間関係の準備が必要である。

ひとつの小さな集団では手にあまるような自然の猛威に対しては、集団を大きくするか連合するしかない。防衛という目的をさらに有効にするためには、技術を向上させそれに専念する人が必要となるだろう。近代になって行政組織が徐々に整ってくると、かつては労力を出しあって行っていた堤防や橋や道路の補修を行政の専門家に任せるようになる。水利や消防、保健衛生、その他多くの自然

への対処が専門家まかせになりがちとなり、その代りとして、税負担という形での専門家の養成や活動の費用を負担することになった。その結果、従来個人や小集団が持っていた自然の理解力や猛威への対処能力は、年ごとに低下しつつあるのである。

B、人―人―神の関係

神への畏怖の念はどの個々人にもあると思われるが、そうした個々人の畏怖の念をベースにした集団としての神へのかかわりは、親族・家いえや地域社会の安寧繁栄を祈ったり、災害や病魔の防禦驅逐を求めたり、生業の順調発展を願うことを目的とし、それらの営為は儀礼とか祭りという形をとる。かかる集団としては家や親族、大小の地域社会、年齢集団、職能集団などがある。

人―神の箇所で述べたように、人が神とかかわりさらに人ともかわる具体的な場面には出産・誕生儀礼、成育儀礼、葬墓儀礼があるし、成人・年祝い儀礼や婚姻儀礼も含まれる。すなわち生と成長と死にかかわる通過儀礼全般であると言える。それらに伴う贈答や労力の提供が慣行化する。このように通過儀礼は、人（自己）が人（自己以外の人）と神から同時に祝われ承認を得る機会であるとともに、関係者が心をあわせて家・親族・地域社会の安寧反映を祈る機会でもある。

祭りには、家や親族単位で小祠を中心に行う祖先祭祀や盆・正月などの年中行事、地域を単位とする産土・鎮守の祭りや地域の年中行事、年齢集団・職能集団を単位とするさまざまな講の祭りがあ

り、これらの祭りは神への祈願を目的とともに、集団員の結束をはかる機能をも担っているである。

C、人―自然―神の関係

自然の利用にしろ猛威からの防禦にしろ、人―人―自然の箇所ですべてたように個人としての自然へのかかわりには自ずから限界があり、そのため他の人びととさまざまな面で互助協力をする。このことはすでに述べたが、かかわりはそれだけではないのである。人は個人の力の限界を感じてひそかに神に祈ったりもする。海や川での仕事にさいしてひとりひとり水神に祈ったり、山入りのさいに山の神に安全を祈るのがそれである。伐木のあとで、鳥糞立てをして木の霊を鎮めようとするのも同じである。子供がてるてる坊主を作って日乞いをするのも同じことであろう。自然の不可思議に対応するため、人は神に祈りつづける動物だと言えよう。

5、四者すべての関係

これまで人（自己）と人（自己以外の人）・自然・神との二者ないし三者の関係をみてきたが、それは、例えば大敷網漁の場合はいかがであらうか。

自然物（魚）を採捕するのだから基本的には人と自然のかかわりである。しかし大規模な仕掛けは

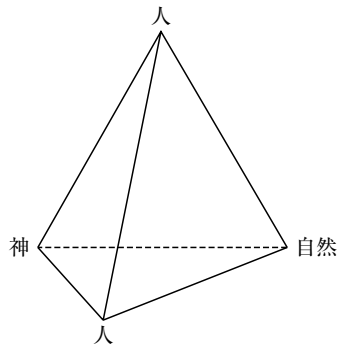


図3 人・人・自然・神四者間の関係

し、海の神も念頭に置かれている。用いる船には船霊が祀られている。というように、漁の成功を目指してさまざまな神とのかかわりを求めようとしているのである。

このようなわけで大敷網漁は、人(自己)―人―自然―神という四者のかかわる営為だと言うことができる。図示すれば、図2の中心部の人(自己)を引き上げ図3のような三角錐の形でとらえるべき営みだと言えることができる。

自然に対処するにあたって、人びとが協力し、かつ山の神・火の神に加護を願いつつ行う焼畑農業も、図3の営為である。

これ以上いちいち例示はしないが、このように考えると、人(自己)―人(自己以外の人)―自然

とても個人では扱えないので自己以外の多くの人の関与協力が必要となり、大敷網漁は人と人と自然という三者間、すなわち図2の人―人―自然という三角形内の営為ということになる。図2の人―人―自然という三角形内の営為ということになる。実際作業としては確かにそうであろうが、網を設置したり揚げたりする漁期の最初と最後には何らかの神祭りをするし、漁期の途中でも豊漁のときには大漁祝い、不漁が続くときにはマナオシとかいつて豊漁祈願をする。日々の出漁にあたってもエビス・龍宮など漁の神や網の神などに祈りを捧げることが多い

―神という営為は実に多いのである。

おわりに

無数に、というよりも数えることなど所詮不可能な状態で実生活上存在している豊かな伝承を、民俗学が「伝承」という術語を確定して掬いあげようとしたことを、筆者は「伝承の発見」だと考えていることを述べた。そして伝承の発見後、諸先学が自らの調査経験を踏まえて伝承内容の全体像をどのように把握し理解しようとしてきたかについて、不十分なながらもたどってみた。いずれもよく考え抜かれた一理ある試みで、有益だと思う。

筆者も分類の必要性は認識しているつもりであるが、伝承はいくら細分類してもそれだけで全体像の把握にいたることは難しい。

細分類すればするほどその箇所に固定されて、他との関係が見えにくくなるおそれが生じる。したがって分類しながら、あるいは分類するまえに全体像の把握をしておくことが必要になる。では全体像を把握するには、伝承をどのように考えるようにしたらよいのだろうか。

筆者は、伝承の全体像理解のためには、伝承する者の側に立って、伝承を、伝承行為を中心にした伝承動態と伝承内容の両面から把握しようとする態度が必要だと考える。

そして伝承の中心には常に人(自己)がいると考え、その人が何とどのようにかわるかが問題にされなければならないと考える。その何かとは、大別すると人(自己以外の人)と自然と神である。したがって伝承の主軸には、人―人、人―自然、人―神があるのであり、この二者の関係が基軸になって三者間の関係が生じたり、四者すべての関係にまでなることを述べた。

結局、二者間の関係が基軸にあるとはいっても、伝承は図1のような二者間の事柄としてのみ理解するのではなく、図2のような三角形の中の事柄、さらには図3のような三角錐の中の関係で把握しようとすることによって、全体像の本当の理解が可能になるのだと思われる。このように全体像を押さえることによってはじめて、全体の中での個々の伝承の位置がわかり意味が理解できるのだと考えているのである。

諸賢のご批評をお願いしたい。

註

- (1) 平山和彦『伝承と慣習の論理』吉川弘文館、平成四年、二四ページ。
- (2) 柳田国男『民間伝承論』(『柳田国男全集』第八卷、筑摩書房、平成十年)、一七ページ。
- (3) 『折口信夫全集』第十五卷(中央公論社、昭和四十二年)所収。
- (4) 前掲註(2)同書の「序」。同書の解題によると、「序」の部分は昭和五年の講演において述べられたものという。

- (5) 早川孝太郎『民間伝承の採集』〈昭和六年〉（『早川孝太郎全集』第十二巻、未来社、平成十二年、所収）。
- (6) 柳田国男『郷土生活の研究法』（『柳田国男全集』第八巻、筑摩書房、平成十年）二六三～三六八ページ。
- (7) 折口の分類については、井之口章次「老少伝承論」（『日本民俗研究大系』第四巻、國學院大學）を参考にした。
- (8) 『日本民俗学概説』は、『和歌森太郎著作集』第九巻（弘文堂、昭和五十六年）に所収。その一八ページ。
- (9) 牧田茂『生活の古典』角川書店、昭和四十四年、三五～三七ページ。
- (10) 千葉徳爾「民俗学の基礎概念とその資料操作」（『千葉徳爾著作集』Ⅰ、東京堂出版、昭和六十三年）、一八〇ページ前後。ただし、この論文は昭和五十一年に発表されている。
- (11) 前掲註(1)同書、三二ページ。
- (12) 「山村調査」追跡調査の成果は、成城大学民俗学研究所編刊の『山村生活五〇年 その文化変化の研究』（昭和五九・六〇・六一年度調査報告）三冊、および同研究所編『昭和期山村の民俗変化』（名著出版、平成二年）として公刊されている。拙著『徳山村民俗誌 ダム水没地域社会の解体と再生』（慶友社、平成十二年）も成果のひとつである。
- (13) そのための共同調査の年度ごとの統一調査項目は、前掲註(12)の『山村生活五〇年 その文化変化の研究』三冊それぞれに掲載してある。この調査項目の素案を考えた主たるメンバーは、岩崎竹彦・大本憲夫・大野一郎・黒川敏彦・小泉凡・小松清・杉山博文・高橋泉・三田村成孝・八木橋伸浩・山本質素の諸氏と筆者である。
- (14) 谷川健一『神・人間・動物―伝承を生きる世界―』平凡社、昭和五十年、一一ページ。
- (15) 例えば、神野善治「民俗とその保護」（『日本民俗研究大系』第一巻、國學院大學、平成三年）。